

「環境情報科学」投稿規定

1. 適用

本規定は、「環境情報科学」への投稿に適用する。

2. 投稿資格

センターの正会員，名誉会員，準会員に限る。連名者も同様とする。

3. 投稿区分

投稿は下記の区分による。

研究論文：

環境科学に関する理論的または実証的な研究をまとめた論文で，目的，方法，結果，結論等が明示されており，学術的価値あるいは応用的価値が高く，独創性があるもの。

総説：

環境科学に関する知見をまとめた総説で，議論の前提，論理展開，結論等が明示されており，学術的価値あるいは応用的価値が高く，独創性があるもの。特定課題に関する研究動向，政策動向および地域動向に関するものを含む。

報告：

環境科学の分野における学術的研究・調査，計画・設計，技術開発に関する報告で，独創性あるいは今後の発展の可能性があって，速報することで学術的・社会的価値を生み出すもの。

資料：

環境科学の分野における研究，調査および実務等に関する紹介記事であり，抄録，書評，翻訳紹介（翻訳価値が認められ，かつ翻訳権に関する疑義が生じないもの）等を含む。

質疑応答：

環境科学の研究とその応用の進歩に寄与するための誌上討論であり，過去6ヶ月以内に本誌に投稿された研究論文，総説および報告（以下，論文等とする。）の内容に関する疑問，異論およびそれに関する応答を含む。

4. 投稿条件

投稿は未発表のものに限る。ただし，投稿用に内容，構成をまとめ直した場合の以下の論文等は未発表扱いとする。

他学会，シンポジウム，研究発表会，国際会議等において発表したもので審査付きでないもの。

大学の紀要，研究機関の研究所報告等で部内発表したもの。

国，自治体，業界，団体からの委託研究の成果報告書で，投稿者（連名者も含む）

が著作権を有するなど、投稿に際して支障のないもの。
ただし、これらの場合、上記に関連する論文等の写しを添えて投稿する。
また、「環境情報科学論文集」や他学会の学会誌等との重複投稿を禁ずる。

5．原稿

(1)原稿の執筆要領

原稿は、学術委員会および編集委員会が別に定める「環境情報科学執筆要領」にしたがって執筆する。この要領にしたがっていない原稿は受け付けない。

(2)原稿の分量

投稿区分毎に以下のとおりとする。

研究論文：刷り上がり 8 頁以内を標準とし、最大 12 頁とする。

総説：刷り上がり 8 頁以内を標準とし、最大 12 頁とする。

報告：刷り上がり 6 頁以内を標準とし、最大 10 頁とする。

資料：刷り上がり 4 頁以内とする。

質疑応答：刷り上がり 2 頁以内とする。

なお、刷り上がり頁数には、表題、著者名、要旨、図表、写真等を含める。

(3)使用言語

日本語または英語に限る。

(4)原稿の提出

別紙の投稿票 1 部および原稿（図、表および写真を含む）1 部とコピー 3 部を提出する。カラー印刷を希望する場合は、同部数カラーコピーを用意する。なお、審査の結果、採用となった場合には、別途、フロッピーディスク等に収録したワープロ原稿を提出する。

(5)原稿の返却

提出された原稿は原則として返却しない。ただし、投稿時に申し入れのあった場合は、本人の負担において、図表、写真等を返却する。

(6)原稿の受付

原稿は随時受け付けるものとし、原稿が本センターに到着した日を原稿受付日とする。ただし、原稿受付日が偶数月の末日までの原稿を、翌月からの審査を開始する原稿とする。

6．審査の方法

提出された原稿は、投稿区分別に、以下のような方法で審査する。

(1)研究論文・総説・報告の審査

1)査読委員の選定

学術委員会は審査を適正に行うために、投稿された論文等 1 編に対し、学術委員から論文担当委員 1 名を定める。また、原則として、学術委員以外から、環境情報科学の研究・実務の知識および経験が深く、当該論文等の専門分野に近いもの 2 名以上を査読委員として選定して査読を依頼する。

2)査読結果の報告

査読委員は、別に定める「環境情報科学投稿論文等査読要領」に示す内容にしたがって論文等の査読を行い、査読結果を所定の様式に記入して学術委員会へ提出する。論文担当委員は、その報告をもとに、原稿の採否等に関する意見を付して学術委員会に報告する。

3) 原稿の採否

学術委員会は、論文担当委員の報告結果に基づき、当該論文等の採否を審査し決定する。その過程においては、学術委員会から投稿者に対して原稿の修正等を要求することができる。また、学術委員会は、修正後再提出された論文等の審査に際し、必要に応じて再度査読委員を選定し、査読を依頼することができる。ただし、報告については、原則として1回の審査で採否を決定する。

4) 修正原稿未提出時の取り扱い

学術委員会から執筆者に対して修正原稿の提出を要求した期日から、1ヶ月を過ぎてもその提出がない場合は、特別な理由がないかぎり原稿の採否に係わる審査をうける意志がないものとして取り扱う。

(2) 資料の審査

資料に関する審査、原稿の採否およびそれに関連する取り扱いは、編集委員会が行う。

(3) 質疑応答の審査

質疑応答に関する審査、原稿の採否およびそれに関連する取り扱いは学術委員会が行う。

(4) 原稿の掲載

審査の結果、原稿の採用が決定した日付を採用受理日とする。原稿の掲載は、原則として、投稿区分別の採用受理日順とする。

(5) 審査結果に係わる異議申し立て

論文等および質疑応答の審査結果が「不採用」の場合で、その理由に対して、投稿者が明らかに不当であると考えた場合には、不当とする理由を明記した書面をもって、学術委員会あてに異議申し立てをすることができる。異議申し立ては、原稿の採否の通知日より3ヶ月以内に行う。異議申し立てを受けた場合、学術委員会はそれに対する審議を行い回答する。

7. 著者校正

初校に限り著者校正を行う。

8. 別刷

原稿の採用の際に必要な部数を申し込む。

9. 著者の費用負担

以下の費用は著者が負担する。このうち に関しては、論文等の場合の初回投稿時に納入する。また、 から に関しては、原稿掲載後に遅滞なく別途納入する。いずれも郵便振替で送金し、控えのコピーを提出する。

論文等審査料：7,000 円（資料および質疑応答を除く。）

図表等のトレース費用およびカラーページ作成費用：実費

標準頁数を超過した場合の費用：10,000 円 / 頁

別刷作成費：30 部まで（表紙付き）6,000 円。それ以上については 1 部 150 円。

10. 著作権

環境情報科学に掲載された論文等に関する著作権の帰属および著作物の利用については、センターの著作権規程による。

11. 原稿提出先

〒102-0081 東京都千代田区四番町 8 番 19 号 番町ポンピアンビル
（社）環境情報科学センター 投稿原稿受付係宛

付則

(1) 本規定に改訂の必要が生じた場合，編集委員会および学術委員会が審議し，理事会の承認を得て変更することができる。

1994 年 9 月 1 日施行

2002 年 12 月 18 日改訂

2006 年 6 月 29 日改訂

2007 年 3 月 16 日改訂

2008 年 6 月 1 日改訂

以 上